

令和6年度第4回

下松市農業委員会総会議事録

令和6年7月9日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和6年度第4回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年7月9日(火) 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席(8人)

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席(0人)

4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)

・出席(6人)

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治 6番 本村 学

・欠席(0人)

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 現況確認書について(調整区域)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 現況確認書について(市街化区域)

6 農業委員会事務局職員

局長 中田 量寄

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第4回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より7月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は大本博秀委員と田中結委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願い致します。
事務局	議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●●●●番●、地目は登記簿田、現況荒廃、農振区分は農用地区域外、面積は1,079㎡です。譲渡人は●●●●●●さん、譲受人は●●●●●●●●●●さん、転用目的は資材置場です。調査報告は内山禮介委員です。よろしくお願いします。
議長	内山禮介委員、お願いします。
内山委員	ご説明します。6月25日に現地に行ってみりました。場所は5ページを見てください。左側に図面が出ております。●●●●●●を●●の方に向かって行くと人家がきれて、もう少し行くとトンネルの手前を右折した所に現場があります。右側の図面を見て頂けるといいのですが、該当地が●●●●●●―●で、譲受人が●●●●●●●●●●さん、譲渡人が●●●●●●さん。こちらは山林まではいいですけど、相当の荒廃地で田んぼに戻すのは難しいなというような状況の田です。この上の●●●●●●―●は従前、●●●●●●さんが資材置場として使われるということで、5条許可の申請がなされました。こちらは既に砂利とか石とかもろもろの資材を置いておられました。ここは、●●●●●●―●から下の●●●●●●―●に向かって傾斜の土地です。●●●●●●―●の隣は市道になりますが、●●●●●●―●との間は水路がありました。水の処理は水路に流します。もともと田んぼで市道を付けたものですから、水路はきちっとなってます。水路から水を取り入れて水路に出すような仕組みになっています。造成はしないということなので、資材置場として雨水とかの処理は可能であろうと思います。この農地については、相続をしてから一度も耕作をしたことはないということだったので、後継者もないということで、資材置場で有効活用できるのならそれもやむを得ないのかなという感じがしております。以上です。松村推進委員、フォローがあればお願いします。
松村委員	はい。内山委員のおっしゃったことで問題はないと思います。

議	長	内山禮介委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。 では私から。申請地の南側の一段下に水路があるじゃないですか。その水路に雨水を流すのはまずいんじゃないでしょうか。埋立てしたら。
内	山 委員	埋立てはしません。現況のままです。田んぼだけどずっと使っていないから、そのままその上に砂とか砂利を置きます。
議	長	その砂利とかが下に落ちることは？
内	山 委員	それはないです。盛るということではなくて、現状の田の上に資材を置きます。今、上の資材置場のような使い方をすれば、水路に雨水で砂が流れるようなことはありません。コンクリートのような畔もあります。だから心配はないと思います。
議	長	現状の変更がなければ下に水が落ちることはないと思いますが、その辺少し憂慮したので。改良区の水路が泥で埋まるということになれば、下の水稻に影響を及ぼすということになりますから、その辺十分気を付けてもらえたらいいと思います。事務局の許可の段階で説明してください。
事	務 局	申請の際には造成はしないと聞いておりますので、土は流れないという話になります。
議	長	はい、分かりました。他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
		はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。次、事務局お願いします。
事	務 局	議案書6ページをご覧ください。議案第2号、現況確認書（市街化調整区域）についてご説明いたします。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●●●●番●、地目は登記簿田、農振区分は農用地区域外、面積は19㎡です。所有者は●●●●さん。非農地として認定してよいかの承認となります。申請地は30年前に市道に提供した筆の残地で、農業には向かない土地で、20年以上耕作されておりません。参考地目は原野です。調査報告は内山禮介委員です。よろしくお願いします。

議 長	内山禮介委員、お願いします。
内 山 委員	はい。先ほど説明した、市道を挟んで反対側の山側の方の筆です。7ページの右側に筆が残っております。写真も添付されておりますが、その通りの状況ですね。農地として使うというほどの形状をしていないです。そういう現状です。
議 長	内山禮介委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
近 藤 委員	ちょっとすいません。あそこは両方とも水路がありますよね。その水路の北側ですよ。
内 山 委員	市道の両側にあって、山側になります。写真にもちょっと水路が見えていると思います。
大 木 委員	ちょっと教えてください。これはたまたまさっきの土地を売買するにあたってここを非農地化しようという申し入れなんですか。
議 長	処分してしまいたいという感じでしょうね。ここは元々●●●●の側道の市道を作る時にですね、一筆を分筆してはぎれ地に残った土地なんです。特別何かに転用できるというような用途には無理だと思います。
大 木 委員	ありがとうございます。
議 長	他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番についてはこれを非農地、原野とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全 員 挙 手)
	はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。
事 務 局	議案書8ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてですが、届け出が2件ございました。 続きまして、議案書の9ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてですが、届け出が10件ございました。 続きまして、議案書の13ページをご覧ください。報告第3号、現況確認書について(市街化区域)ですが、申請が2件ございました。 添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程に基づき、事務局長専決により処理いたしました。

報告事項は以上です。

議

長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
本日、全国農業委員会会長大会の要請書の資料をお配りしています。まず食料の安全保障の確立、これは「食料・農業・農村基本法」が改正された関連で、食料安全保障をどうするかという気持ちを陳情しております。それから地域計画。これについて下松市はまだ実施していませんけれど、近く説明会を大藤谷から行われる予定となっております。次に農地及び担い手の確保。これはご承知のように担い手がどんどん減少する中で、農地をどういう風に見守っていくのか、或いは担い手を確保していくのか等の趣旨として、対応策を要望しました。最後に農業委員会組織でございますが、予算や人員の確保、今後の農地対策、地域計画を含めてしっかり予算を確保していただくようにということです。内容についてはここで読み上げるわけにはいきませんので、各自で見て頂いたらと思います。以上です。他に質問はありませんか。金藤哲夫推進委員。

金藤(推)委員

先ほど5条届の申請のところで事務局長の専決をされたというご報告がありましたが、まず事務局で現況確認をいつされたのか、それから事務局長専決はいつ決裁したのか、その2点についてまずお示してください。

事務局

現況記録が今ないので申請日が受理日になります。現況確認日については今手元に記録が無いので後ほど報告します。

大木委員

何らかの懸念事項がありますか？

金藤(推)委員

例えば受付番号1番で資材置場になっていますが、下に住宅を構えていますからその辺りの排水をどのように導いていくのか事務局としてどう確認をしたのか問題になるから言っておるわけですね。申請したら即認めるんだということなしに、農業委員会としては現況がどうあって周辺にどういった影響を及ぼすかということを加味しながら専決をすべきではないかと私は思うわけですね。

それともう一件。先般笠戸島地区において以前から要望があがっておりました、市街化調整区域の解除についてです。先般所管のところでこの辺りの解除に向けての説明会をしているわけです。国立公園ですし、市街化調整区域というくくりの中で家が建てられないということですからずっときておったのですが、地区計画或いは白地というところであれば当然家が建てられるわけで、その辺りの認知が全然されてなかったということで、所管で現地説明会をやってですね、白地地区があるということで、家が建てられるということが知らされたわけですが。従って今後においては家が建てられる、或いは別荘が建てられるといった地区がされると。現状では家が建っているあたりでは国立公園の中ではありますが、除外するという地域になります。従って白地の土地であれば家が建てられるという事が発表されましたけれども、農業委員会とそういったところでの

やり取りとでは認識がされているかどうか、そのあたりを確認したいです。

議 長 私のほうでは情報が入っておりません。

金藤(推)委員 その辺が問題だと思います。事務局は知っているかどうか分かりませんが、所管の課と縦割り行政じゃなしに横の連携を取ってその辺の説明がされたかというのを事務局が承知しているのか確認がしたいので申し上げました。

議 長 私のほうから。現況の状況からどういう風に変わるのか、或いは白地がどういう風になっているのか再調査をしていただいて。建てられるものは従来通り申請してもらって許可するという事になりますので、具体的な資料を整えてもらいたいと事務局にお願いしたいと思います。それから市街化調整区域の今後の見通しについて、あるかないか分かりませんが、何かあれば事務局の方でよく調査してください。

事 務 局 笠戸島区域の動きについてはまた確認をしてお知らせしたいと思います。

議 長 分かりました。他にございませんか。
その他連絡事項はありますか。
これで7月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和6年7月9日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名委員

署名委員

清水 亨
大本 博 秀
田中 結